

第1章 アジア民主主義論

政治権力者の民主主義観をめぐって

はじめに

1970年代半ば、南欧諸国におこった民主化の嵐は、ラテンアメリカ諸国、東欧諸国を吹き抜け一部のアジア諸国へと伝播し、今や世界を席卷しているといっても過言ではない。そのためか、現代は「全員が民主主義者」⁽¹⁾の時代だといわれ、民主主義国はむろん、王制の国でも、一党支配の国でも、軍人支配の国でも、政治指導者は「民主主義」を語る。ようするに、いかなる国のいかなる体制も民主主義を抜きに体制支配を正当化することができないわけで、これは欧米諸国だけでなく、アジアの国々でもそうである。

民主主義の起源はギリシャ時代にまで遡るが、しかしこの現代国家を支える民主主義思想は、近代西欧において国民国家観やナショナリズムと一体になって生まれたもので、それが欧米諸国による非欧米地域の植民地化と、第二次世界大戦後の独立過程で、広く世界に広がった。むろん、非欧米地域のなかでも内発的に「受容」した国と、外から「与えられた」国とに分かれるし、また多くの国で民主主義の後退や停滞がおこったが、1980年代以降、今日みられる民主主義の時代を迎えたのである。しかし、民主主義が世界の普遍的な政治原理になったとはいえ、他方では18世紀から現代に至るまで様々な型の民主主義論が唱えられており、民主主義原理についての合意はあっても、具体的なあり方は時代によって国によって多様な形態がみられるのも事実である。

ところで、民主主義がアジア国家の政治原理として登場したのは、第二次世界大戦後のことで、大半の国が植民地支配から独立した際に民主主義体制としてスタートした。むしろその後の政治過程で、多くの国が軍政や権威主義体制に移行するなど、民主主義体制が一貫して続いている国は少ないし、また民主主義体制の国でも、その実態をよくみると理念との「乖離」が大きい国や、体制によって民主主義の制度や運用に違いがあるなど、決して規範的な一つの「民主主義」があるとはいえない。とはいえ、独立後のアジア諸国において、君主制、軍政、権威主義体制と並び、民主主義体制が一つの政治システムとして「存在」してきたのはまぎれもない事実である。

このアジア諸国の民主主義の実態や意義をめぐる、一部の研究者は欧米諸国の民主主義を規範にして、アジア諸国のそれは民主主義ではないと語り、一部の政治家や研究者はアジアでは民主主義は特殊な形態をとると主張するなど、様々な見解や対立的議論が提示されている。対象実体は一つなのに、その解釈が多様なわけであるが、それではアジア諸国で民主主義はいったいどのような実態と内容もち、各国の政治体制にどのような機能を果たし、どういった意味をもっているのだろうか。これはとてつもなく大きな問いであるが、本章の問題関心は次の点にある。第1は、アジア諸国に存在する民主主義は、欧米諸国のそれ（民主主義の理念型）と異質なのかどうか、第2に、仮にそうだとすると、それを「独自型」と呼ぶならば、それは単なる民主主義の「逸脱」にすぎないのか、あるいは欧米型に移行する過渡的形態なのか、それともアジアでは民主主義が特殊な形態をとることの証拠なのか、という点にある。

それゆえ、このような問題関心に立つ本章の分析主眼は、アジア諸国における民主主義の制度化や民主化過程の実態分析よりも、民主主義がどう理解され体制のなかに位置づけられてきたか、言ってみれば、政治権力者の民主主義観を問うことにおかれる。善くも悪くも一国を支配する権力者の民主主義観は、その国で民主主義がどう理解され、具体的な政治制度や過程にどのように位置づけられたかを知る、唯一の公的チャンネルといえるからである。

また、アジア諸国を含めた発展途上国の民主化が緊迫した政治イシューとなっている現在、民主化の方法やプロセスについて議論する前に、これまでアジア諸国の権力者が民主主義をどう理解してきたか確認しておくことは重要だし、欠かせない作業だと思われる。

本章の課題は、第1に、本書全体に共通する分析視点を提示すること、第2に、民主主義を軸にアジアの独立後の政治の流れを全体的に概観すること、第3に、近年、議論の盛んなアジア型民主主義をめぐる議論を整理して、その内容と意義を考えてみることにある。構成はこの課題に沿って、まず第1節で、アジアと民主主義の問題を扱った既存研究文献の簡単なレビューを行って分析視点を検討し、第2節で、独立期アジア諸国の政治過程のなかに民主主義を簡単に跡づけ、第3節で、「権力者の民主主義観」の類型化を提示し、それがもつ意味を考えてみる。とはいえ、この三つのうちでは、第3点に力点がおかれるが、それは一部論者が唱えるように、「アジア型民主主義」なるものが存在するのか考えてみることは、アジアの民主主義の実体と行方を展望するうえで重要だと思うからである。それゆえ本章は、アジア諸国における民主主義の全体的概観と、この問題関心からする特定テーマの論考という二つの性格をもっていることを断っておく。また第2章以下の、国別実態分析を行う各章との関連も、権力者の民主主義観に分析視点をおくことでは共通性をもつが、それをどう類型化し評価するかは、各章の独自性に委ねられ、必ずしも本章と一致するものではないことも断っておく。

第1節 「アジアと民主主義」への視点

1. 分析アプローチ

過去5年ほどの期間に出版された発展途上国の政治事情書、比較政治学や政治経済学書を調べればすぐに気づくが、民主主義をテーマにしたものの数

が極めて多い⁽²⁾。アジア諸国で民主主義をめぐるおこった大事件としてすぐに、1989年の「天安門事件」に繋がった中国の民主化運動、90年代のミャンマーの民主化運動、92年のタイの「5月流血事件」があげられる。これらの運動では、いずれも権威主義体制から民主主義体制への移行が強く問われたが、なぜ発展途上国（アジア）の民主主義が、こんなに注目されているのだろうか。

その最大の理由は、世界政治の歴史的な潮流と、発展途上国（アジア諸国）の国家課題の潮流が「合流」したことにある。ハンチントンによれば、現在は世界史的な政治潮流が民主主義の「第三波」にあたり⁽³⁾、18世紀末から第一次大戦後にかけて世界的な規模で民主化がおこった時期が「第一波」、第二次大戦後多くの第三世界新興独立国が民主的政治体制を採用した時期が「第二波」、そして1970年代半ばに始まった南欧やラテンアメリカ諸国での軍事政権から民主制への移行、80年代末に東欧諸国を一斉に襲った民主化、そして一部アジア諸国の民主化が進んだ今の時期が「第三波」とされる。

他方、アジアに目を転じるならば、独立直後の1950年代は「国家・国民統合」が最大の国家課題であった。そして、一応の国家統合が達成され政権の基盤が安定化した60、70年代になると、「開発」が体制の正統性、あるいは目標に転じる。そしてここでも一応の成長が達成された80年代になると、国家課題が経済から政治（民主化）に転じて、民主主義が新たな国家目標となったのである。むしろ、すべてのアジア諸国がこのような国家課題の変遷コースを辿ったとしても、その移行がスムーズだったわけでもないが、このようなモデル化は可能であろう。

ここで注目されるのは、世界的な民主主義の「第三波」と、アジア諸国の国家課題の第3番目の目標たる民主主義が、1990年代の現在見事に一致していることである。それゆえ、アジア諸国の体制は、支配の正統性、政治原理としての民主主義を否定できない、それどころか国民の支持や先進国の経済的支援を得るためには、積極的に民主主義を掲げる必要さえ生じたのである。つまり現在は、「どんなイデオロギー正統性を唱える政府においても、民主

主義が国民に受容される唯一の政府モデル」⁽⁴⁾、となっているのである。

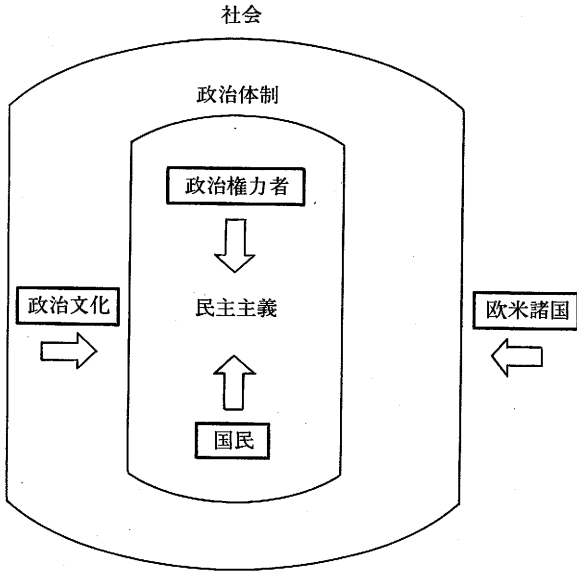
1990年代における発展途上国の民主主義をテーマにした文献の急増は、このような流れを背景に考えればよく理解できよう。これらの文献は膨大な数にのぼり、その内容も政治過程の叙述、体制移行論、制度分析、運動論など多岐にわたるが、分析視点にしたがって三つの範疇に分けることができる。

第1が、「制度としての民主主義」分析である。この範疇では、議会制、政党制、選挙、三権分立など、民主主義の根幹をなす諸制度が、どういった歴史的経緯で始まり、政治システムのなかにもどこまで確立されているか、その制度実態の検証に分析の主眼がおかれる。これは、制度分析アプローチといってもよい⁽⁵⁾。

第2が、これと対照的に「運動としての民主主義」分析である。一般的にある国の民主化過程は、それが国外からの圧力によるか、国内集団の内発性に発するかを別にして、まず民主主義制度の導入を求める運動が始まり、段階的に制度が導入されていく、というプロセスを辿る。第1アプローチが、このプロセスの到達点（結果＝制度）に重点をおくのに対し、運動としての民主主義アプローチは、過程（政治過程）に分析主眼をおく。それは「制度」が、いわば体制の民主主義であるのに対し、「運動」は体制外の民主主義をその中心的対象にしているため、民主主義の発展過程（あるいは退行過程）が、運動主体と政治過程に即して分析される。ここ数年の途上国を扱った民主主義関連書はこのアプローチが主流を占め、欧米諸国の第三世界に対する民主化圧力、民衆の民主化要求、権力者の抵抗と対応などが叙述・分析される⁽⁶⁾。また、権威主義体制から民主主義体制への移行過程（あるいは逆行）の検証やその要因分析もこのアプローチに含めることができ、この体制変動の視点からする分析は欧米諸国の研究書に多い⁽⁷⁾。

第3が、「思想としての民主主義」分析である。これはアジア諸国の権力者、土着思想家、一般の人々が民主主義をどう理解したか、その思想的側面を分析するもので、例えば、東アジアの儒教思想、東南アジアの仏教思想やジャワ思想、南アジアのヒンズー思想、西アジアのイスラーム思想など、アジア

図1 アジア諸国における民主主義実体の決定要素の構図



(出所) 筆者作成。

の伝統的政治思想に民主主義と「共鳴」するものがあるか検討される⁽⁸⁾。これは、政治文化論的アプローチといってもよい。

以上三つのアプローチはそれぞれにテーマ専門的で、これらの視点からする研究の積み重ねでアジア諸国の民主主義の多面的な実態がかなり明らかになっている。とはいえ、これらのアプローチはテーマ断片的でしかないのも確かで、それを繋ぎ合わせても、ある国にとって民主主義とは何か、その全体像がうまく浮かび上がってこないのを否定できない。

一般的にある国の民主主義の実体は、歴史的な政治文化要素とヒトの要素(権力者と国民の民主主義観)の組み合わせで決まるといってよいと思われる。そしてアジアの場合はこれに加えて外部要素(欧米諸国)が加わる。図1はこれを図式化したもので、政治権力者、国民、政治文化、欧米諸国の四つがそれを決める要素を構成する。本章の仮説は、第1に、欧米社会にあっては

政治権力者と国民との間に民主主義（理解）の相違は限りなく小さいが、アジア諸国では両者の間のズレが大きい、第2に、アジア諸国の民主主義の導入には植民地宗主国たる欧米諸国の力が決定的であったが、独立後は他のアクターをさしおいて政治権力者が独占的アクターとなり、それによってその国の民主主義の実体がほぼ決まっている、第3に、政治権力者が民主主義の実体を決める「独占権」をもつ状況下では、A国とB国では民主主義が違われ、A国のなかでもA体制とイ体制とでは違われ、という点にある。

このような理解に立つならば、アジア諸国の民主主義を分析する際に必要な視点は、先にあげた三つの民主主義分析アプローチのうち、第1・第2アプローチを単純化して、欧米諸国の民主主義をモデル規範に、アジア諸国はどこまで「民主化」されているか問うことよりも、アジア諸国の政治権力者が民主主義をどう理解したか問うことにあることはいうまでもない⁽⁹⁾。政治権力者が民主主義を使って支配体制をどう正当化しようとしたか、またどんな「独自型」民主主義を唱えたか、それを伝統的国家社会との関連や支配構造との関連で捉える、換言すれば、アジアの「内側」から捉えることが必要だと思う。これをあえて名付ければ「政治権力者の民主主義観」アプローチとなる⁽¹⁰⁾。

2. 定義をめぐる問題

本章の分析視点が権力者の民主主義観、すなわち（たとえそれがどんな内容であれ）権力者が民主主義をどう理解し価値づけたか分析することにあるかぎり、「普遍的」な民主主義の定義を示しておく必要はないが、第3節で権力者の民主主義観の意義を検討するので、ここで定義をめぐる問題に触れておく。

民主主義（democracy）の語源は、ギリシャ時代に使われた「民衆・人民」を意味する「デモス」（demos）と、「支配」を意味する「クラティア」（karatia）の合成語にあり、その意味は、「民衆による支配」のことだといわれる⁽¹¹⁾。

BC 5 世紀ギリシャの都市国家時代に生まれたこの言葉は近代国民国家の時代に再生するが、しかし近代においては様々な立場から多様な解釈がなされ、その理解は決して一様ではない¹²⁾。それゆえ、近代民主主義の定義はそれほど簡単なことではないが、まず支配者の人数でみた支配形態の比較で考えてみると、一人が支配する「君主制」(monarchy)と「専制政治」(tyranny)、少数者支配の「貴族制」(aristocracy)と「寡頭制」(oligarchy)に対して、民主主義は多数者が支配する政治体制を意味する。また、ギリシャ時代の民主主義が「直接制」であるのに対し、近代のそれは「間接制」(代議制)と理解されているが、これは説明するまでもなく、一国の政体規模が巨大になり、若干の例外を除くと直接制が不可能になったからである。この二つの特徴については、ほとんど異論がないといってよい。

問題は、このように民主主義以外の形態との比較で民主主義を定義する「外在的定義」よりも、民主主義それ自体の特性は何かを考える「内在的定義」にある。内在的定義を考えると、先ほどの三つの分析アプローチ——すなわち「制度」、「運動」、「思想」——に即した定義が可能である。例えば、民主主義を制度と理解する立場からは、選挙が実施され、議会があれば民主主義だとなるし、運動の立場に立てば、「民主主義とは、常に究極的な理念形態の実現に向かおうとする運動のこと」¹³⁾、ということになる。

これらの定義が民主主義の側面を捉えているのは確かだが、他方、政治体制を軸にした定義で現在、広く一般に受け入れられているのが、ダールの「ポリアーキー論」である¹⁴⁾。ポリアーキーの分析は第9章で詳しく行うが、ダールは民主主義の構成原理として、指導者選出や政策決定への「参加」(political participation)と、個人や政党組織間の「競合」(competition)、およびこの二つの原理の前提条件たる言論・出版・結社の自由を認めた「政治的自由」(civil and political liberties)の3要素をあげている。第3節の検討で明らかになるように、アジア諸国の政治権力者が唱える民主主義が、本当に民主主義と呼べるものなのか議論があるが、そこでは国民の政治参加、公平な競合、政治的自由の実現あるいは制限が、その評価をめぐる価値基準となっ

ている。それゆえダールの民主主義の規範的理解（定義）は、アジアの政治権力者の民主主義観の特徴がどこにあるのか浮かび上がらせるうえで、一つの参考基準になる。

第2節 植民地化・独立・開発・民主主義

本節では、アジア諸国で民主主義がどのような歴史的経緯でスタートし、どういった過程を辿ったか簡単に跡づけてみる。ただアジア諸国は冷戦を契機に、「反共自由主義諸国」と「社会主義諸国」に分かれ、それぞれ違った政治コースを歩み、民主主義もまた全く違った捉え方がされたが（社会主義国のそれは、第2章、第3章を参照）、ここでは大半のアジア諸国が属した自由主義陣営諸国に限定してみることにする。

1. 近代民主主義と植民地化

近代民主主義は西欧社会において、絶対主義王制が支配の正統性として唱える「王権神授説」への対抗イデオロギーとして生まれたもので、国家は一つの民族を単位にした「国民国家」、政治主権は国民一人一人（主権在民）にあるべきとの考えが基本をなしている¹⁵⁾。ただ近代民主主義はアメリカ社会にも母体を持ち、西欧社会では君主制との政治的・思想的緊張のなかから生まれてきたのに対し、アメリカ社会ではこれと対照的に、国家形成の第一歩から民主主義が社会成員の共通価値として受容された¹⁶⁾。つまり、近代民主主義は西欧社会とアメリカ社会の二つで、一方は既存の政治体制との相克のなかから、他方は国家形成の初期段階から自明な政治原理として国民に受容された、という対照的な発達形態を辿り、また制度面においても議院内閣制か大統領制か、二大政党制か穏健多党制かといった違いをもっている。これが近代民主主義が「多様」に見える原因の一つであるが、しかしこれは基本的

原理をめぐる違いではなく、原理的には主権在民，多数派支配，国民の政治参加，自由な競合，政治的自由の保障，と理解され，具体的な政治システムとしては政党，選挙，議会を通じた代議制形態による政治と理解されたのである。

周知のようにアジア諸国は18，19世紀に欧米諸国に植民地化され，植民地化を免れた国は日本，タイなど数えるほどでしかない。植民地化は，何よりもアジア諸国の伝統的統治形態（土着王国）を崩壊させ，新たな領土統合（これが独立に際して新生国家の領土単位になった）と，支配手段としての近代官僚制を持ち込み，植民地勢力を頂点とする新たな権力体系を構築した。

植民地化がアジアの伝統社会に与えたインパクトは計り知れないが，ここでは民主主義との関連で，それを「促進した面」と「障害となった面」の両面を指摘しておく。まず促進面は，伝統的支配体制の崩壊が，それまで住民を律してきた伝統的統治思想の「流通性」を喪失させたことである。これが，独立に際して民主主義が新生国家の政治原理とされたとき，国民の間で受容を容易にした一因になったとあってよいと思われる。他方，障害面は，植民地宗主国の領土支配が歴史的土着社会の境界に沿って行われたのではなく，宗主国相互の都合や力関係で，種族，言語，宗教などを一つのセットに完結する，数多くの土着社会を複雑に分割して，新たな国家領域を形成したことである。これが，植民地下における移民（中国人，インド人など）の大量移入と相まって，アジア諸国に「複合社会＝多民族社会」を生む原因となり，この分立した複合社会が，独立後それらの国々で民主主義がスムーズに機能するのを妨げる重大な要因の一つになったのである。

2. 植民地宗主国導入型民主主義

植民地支配はアジア諸国の土着政治社会と統治システムを解体したが，他方で，それに代わる政治統治原理として新たに民主主義を持ち込んだ。もちろん，すべての植民地権力が導入したわけではないし，持ち込まれた国でも

非常に限定されたものでしかなかった。また、植民地支配を通じて（直接的あるいは間接的に）持ち込まれた思想のなかで、住民の政治思想や運動への影響の大きさからすれば、第1に共産主義をあげなければならない。しかし、共産主義は決して植民地権力が「推薦」したのも、まして「容認」するものでもなく、そのためアジアで共産主義が独立国家の政治原理となった国は極めて限られている。

ともあれ植民地末期になると、多くの国で部分的な民主主義制度が導入され、インドでは早くも1861年にインド人参加を認めた立法機関、インド参事会（Indian Councils）が開設され、フィリピンでは1907年にフィリピン議会（Philippine Assembly）が開設されている。むろんこれは例外的に早いケースで、大半の国は第二次大戦開始直前の頃に、評議会、諮問委員会の開設という形で住民の部分的政治参加が始まり、これにともなって政党が誕生した。そして戦後に民主主義制度の本格的な導入が行われ、独立過程で議会制、政党制、選挙といった政治制度が継承されていったのである。これを言い換えれば、アジア諸国の民主主義は植民地宗主国が導入したものとして⁽⁷⁾、皮肉な言い方をすれば「置きみやげ」として始まり、近代官僚制や政党制と同様に⁽⁸⁾、植民地支配の過程で「外」から持ち込まれたのである。

ここでの問題関心は、植民地宗主国はなぜ民主主義制度を持ち込み、他方なぜアジア諸国はそれを受け入れたのかという点にある。まず植民地宗主国の立場は、アジア諸国も民主主義をもつべしとの理念的確信のもとに行ったのではなく、一つは、欧米民主主義を理念化した民族主義者からの圧力と、植民地支配を維持するための住民への懐柔策として、もう一つは、植民地統治のためには自国の政治システム（官僚制と民主制）を持ち込むのが最も効率的で低コストという考えで導入したといえるであろう。他方、アジア諸国にとっては、ごく一部の国で民主主義が国家の政治理念として国民的合意のもとに受容されたが、大半の国では植民地政府の統治システム以外に新生国家の統治システムがなく、それを継承するのが最もてっとり早い、という現実的功利的事情によるところが大きかったと思われる。

3. 民主主義の逆流

しかし、植民地支配の遺制たる「宗主国導入型民主主義」は、独立後に出現した敵対的な二つの政治体制により、その発展が制約されることになる。一つが軍事政権、もう一つが権威主義的な開発体制である。むしろこの二つの体制がすべてのアジア諸国に出現したのでも、またこれ以外の政治体制がなかったわけでもない。しかしこの二つが独立後数十年のアジア諸国に共通する体制ということではできらるであろう。

(1) 軍事政権

大半のアジア諸国で反植民地運動を担った民族主義者が独立後の政治権力を握り、民主主義体制のもとで国家建設を開始したが、しかしその道は少しも平坦ではなかった。政治社会が極めて不安定だったことがその共通要因であるが、具体的原因は、宗教的・言語的に分化した複数種族集団がもたらす社会不安、植民地体制が強制的に「統合」した新生国家の枠組みに対して「異論」(自治・分離・独立)を唱える地方勢力の反乱、社会主義国家の建設を目指して武力闘争を開始した共産党、経済的自立を困難にした植民地期のモノカルチャー構造、など各国の事情により様々である。ともかくもこの政治・経済の不安定が政治混乱や社会不安を招き、多くの国で軍事政権が登場することになった。1960年代には、韓国、インドネシア、タイ、ミャンマー、パキスタン、トルコなどで軍事クーデタが発生し、民政に代わって軍事政権が登場する。軍事政権は、混乱を救うための一時的な避難措置にすぎないと主張することで、その政治介入を正当化したが、民主主義政体の「否定」¹⁹であることに変わりはない。

軍の政治介入要因については各国の特殊事情を検討しなければならないが、一般的に政治混乱や経済停滞、社会対立などの危機状況に対して、まだ独立からまもなく政治基盤の弱い民主主義政体が対応能力を欠くものであっ

たことを否定できまい。この時期の民主主義の崩壊要因を、政治指導者の個人的野心と、民主主義が機能する社会的土壌が生育していなかった、という2点に求める見方があるが²⁰⁾、これに加えて、権力者の統治観を指摘しておきたい。というのは、この時期の多くの権力者の政治統治観が反植民地武力闘争のなかで形作られ、その原理は「上からの権威主義的統治」スタイルにあったからである。つまり彼らの統治観原理は、民主主義的スタイルよりも軍事的スタイルに熟知するもので、独立後の国家統治において、とりわけ危機状況に直面したときにはそのスタイルに依拠して「対処」することを考え、その結果、軍政に転換した要因も大きいと思われるからである。

(2) 開発体制

民主主義体制に「挑戦」したもう一つの体制が開発体制²¹⁾である。開発体制とは経済開発を正統性に掲げる権威主義的体制のことであるが、その構造は、テクノクラート官僚を登用した、軍・一党優位政党と官僚の同盟支配からなる。1970年代に多くのアジア諸国で開発が強調されたことから、アジアNIESやASEAN諸国を中心に登場し、韓国、台湾、フィリピン(マルコス期)、インドネシア、シンガポール、マレーシア、タイ(サリット体制期)がその代表的なものである。

ここでの目的は開発体制の分析ではなく、それが民主主義にどのような影響を与えたのかという点にあるが、まず注目されるのは、開発体制が民主的政体や軍政の「後に」出現したことである。先に民主制は、政治混乱や経済停滞に対処できず崩壊したものが多く指摘したが、開発体制は何よりもこの二つの問題の解決を掲げて登場し、その手法が論議を呼ぶものであったとはいえ、結果的に一応の成果をあげたことは否定できない。つまり開発体制は政治安定と成長の成果を正統性にするものなのである。しかし開発体制がこの面で効果的だとしても、問題はその統治思想観にある。すなわち開発(経済成長)と民主主義は両立するものではなく、「開発か民主主義か」の二者択一関係にあると考え、開発を優先して民主主義を後回しにしたのである²²⁾。

そしてその政治体制も政府批判勢力や野党、労働組合などを強権的に抑圧するうえに成り立ち、形式的には民主主義制度（政党、選挙、議会、市民的自由）を採用しているとはいえ、実質的には（程度の差こそあれ）政治的自由の制限が広範に行われ、体制分類的には民主主義体制よりも権威主義体制に属するとみた方が適切といえる。この点については第3節でまた触れる。

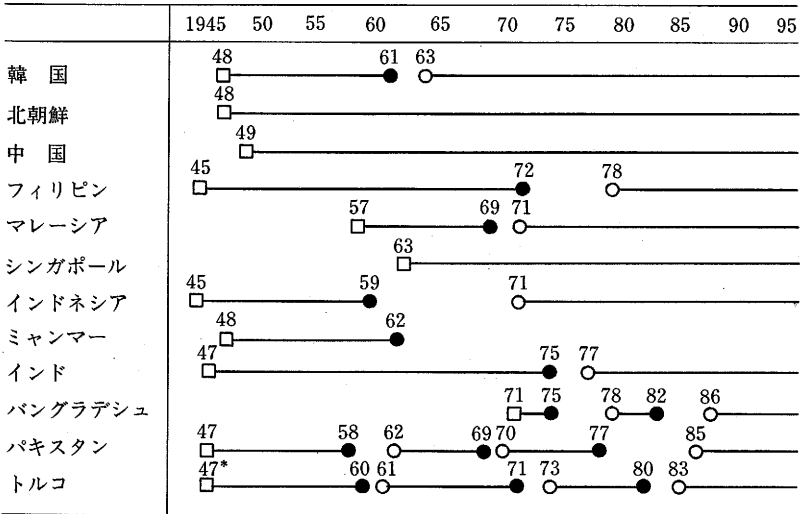
4. 民主主義の再登場

しかし1980年代になると、第1節でみたように世界的規模で民主化が起こり、権威主義的開発体制の韓国、台湾が民主化されるなど、アジア諸国は再び独立直後の時期のように、民主主義が国家の基本的な政治原理となりつつある。現代は、軍政はむろん開発体制も正統性を失いつつあるといつてよいが、その理由は、第1に、一部の国で成長によって豊かになった国民の間で民主化要求が高まっただけでなく、それが近隣諸国への波及効果をもったこと、第2に、アメリカを先頭に先進諸国からの民主化圧力が強まったことがあげられ、開発体制自ら支配の正統性として、開発に替えて民主主義を掲げざるをえなくなったのである。

とはいえ独立直後の時期と違うのは、民主主義が決して「欧米民主主義が唯一のもの」とは理解されていないことにある。大半のアジア諸国は欧米諸国の民主化圧力に受け身で、いかに欧米民主主義の規範に近づけるかに腐心しているが、一部の国は、それに対抗した「独自」の民主主義を唱えるなど、一見すると多様な民主主義時代の到来の様相を呈しているかのようである。

以上、植民地化の時期から現在まで、アジア諸国を取り巻く政治の流れを、民主主義を軸に簡単に跡づけてきたが、アジア各国における具体的な動態は、第2章以下の国別分析に詳しい。ここでアジア諸国と民主主義の関係を大まかに大別しておくと、(1)民主主義体制から出発して軍政や開発体制に転換した国（そして再び民主制へ）、(2)民主主義をまがりなりにも維持しつづけた国、の二つに分けられる。むろん国の数からいえば(1)が圧倒的に多いが、興味深

図2 アジア諸国と議会



(凡例) □ 独立年 ● 議会制停止年 ○ 議会制再開年 — 議会制継続

(注) *ただし独立ではなく、共和制樹立（共和国誕生）の年。

(出所) 筆者作成。

いのは大半のアジア諸国で、一時中断しながらも民主主義制度の一部（議会）が維持されてきたことである。図2はそれをみたもので、断片的な中断があるものの、ほぼすべての国で議会制が「存在」しつづけているのがわかる。開発体制は実質的に自由を大幅に制限したが、形式的な民主主義制度を否定せず、選挙と議会制を通じた統治形態を採りつづけたし、軍政の国でも、すぐ民政（選挙と議会）に復帰すると約束されるのが一般的であった。ようするに、一部の国でその機能に問題があったとしても、植民地宗主国が持ち込んだ民主主義制度が広く受容され、国家の規範的政治原理として維持されつづけたし、他方、軍政や開発体制の国でも政治システム、支配の正統性原理としての民主主義が正面から否定されることはなかったのである。

この連続と断絶、形式と実態の一方を捉えて、アジア諸国には「民主主義がある」といっても間違いではないし、逆に、それは「民主主義ではない」

といっても間違いではないことになる。しかし、本章の仮説はアジア諸国で民主主義が辿ったコースと様態は国により様々であること、その「違い」は各国の政治構造、政治文化との関係、政治権力者が民主主義をどう価値づけたか、などと密接に関わっているのではないかという点にある。それでは、アジア諸国において「権力者の民主主義観」はどう類型化できるのか、これが次節の課題である。

第3節 アジアと民主主義をめぐる問題

1. 「政治権力者の民主主義観」の類型

通常、発展途上国も含め、ある国の政治体制を分類するさい一般的に用いられるのは、「民主主義体制」、「権威主義体制」、「全体主義体制」の3類型である。しかしこの分類の主眼は権威主義体制と全体主義体制を浮かび上がらせることにあり、民主主義体制「内部」にどういう違いがあるかみることはできない。

これを一歩進め民主主義を軸に設定された分類がダイヤモンドのいう、「民主的・非民主的」の二分法である。この方法では民主主義を基準に発展途上国が、まず「民主的」(democratic)な国と「あまり民主的でない」(less-than-democratic)国に大別される。そして後者の「あまり民主的でない」国がさらに、(1)「半民主主義」(semidemocracy)、(2)「一党優位制」(hegemonic party system)、(3)「権威主義体制」(authoritarian)の三つに類型化(区分)される²³⁾。アジア諸国では、マレーシアとタイが(1)の「半民主主義」に属する国に分類され、その特徴として、(1)選挙で選出された政治家の権限の実質的制限、(2)政党競合の制限、(3)名目的には競合的であっても、選挙の公正さや自由が歪められ、選挙民の意思が結果によく反映されていない、(4)個人的自由が制限されているため、特定の政治指向や利益をもつ集団が組織化や意

図3 アジア諸国における「権力者の民主主義観」の類型

	類 型	サブ類型
1	純粹型	正統性型 利用・手段型
2	土着変容型	(埋没型)
3	権力恣意型	非常事態型 独自型 社会主義型

(出所) 筆者作成。

見表出を行うことが困難な政治システム、などの点があげられている²⁴⁾。

マレーシアとタイだけでなく、多くのアジア諸国がここに指摘された半民主主義の特徴をもっていると思われるが、それでもまだ権力者の民主主義観の「違い」がみえてこない²⁵⁾。ようするに、ほとんどの研究者がアジア諸国の政治は権威主義的要素が強いので、「民主主義」の理念型には属さないとする点では一致するが、では実体に即してどう類型化できるのかの点では、まだ試行錯誤の段階にあり定説はないといってよい。そのため既存の政治体制論や民主主義論の類型を使って分類したり説明するのではなく、若干の指標をもとに独自に分類・類型化してみる必要がある。

アジア諸国の権力者の民主主義観を測るメルクマールには様々な要素が考えられるが、民主主義が、(1)体制の正統性となっているか、(2)他の国家原理との関係、(3)その国固有の政治構造や政治文化との関連、(4)体制が直面した政治・軍事危機との関係、の4点を使ってみることにする。その理由は、国別の実態分析で明らかになるが、主にこの四つが、アジア諸国において民主主義がどのような実態と内容をとるかを左右する決定的要素となっているからである。図3はこれをもとにした類型化である。ただこれは、「政治権力と民主主義」の一般類型の提示ではなく、独立から現代に至る時期のアジア諸国をモデル対象に限定したもので、そのねらいはアジア各国の政治権力者の民主主義に関する思想や理解の違いを浮き彫りにすること、いくつかの国

では類似性があることを確認してみることに、あることを断っておく。

第1類型の「純粹型」は、欧米植民地宗主国が導入した民主主義が、国家の政治理念として受け入れられ体制の正統性となったケース、第2類型の「土着変容型」は、その国固有の土着政治文化と融合して変容したケース、そして第3類型の「権力恣意型」は、政治権力者が非常事態を理由に民主主義（とりわけ自由）を制限したり、非民主的な体制（権威主義体制が多い）を正統化するために独自性を唱えたケースなど、である。このうち第2類型は、アジア諸国だけに固有な現象でも、また民主主義だけにおこる現象でもなく、政治文化論の立場に立てば、あらゆる国・地域で「外」から持ち込まれたすべての政治・経済・社会制度にみられる現象であるが、アジアで民主主義がどういった形態をとったか、その特徴の一つをよく示すので類型に入れておく。またこの3類型は、純粹型が「正統性型」と「利用・手段型」に、権力恣意型が「独自型」、「非常事態型」、「社会主義型」のサブ類型に細分化できる。以下、サブ類型に即して内容を説明しよう。

第1類型の「正統性型」は、インド、フィリピン、マレーシア（ラーマン期）、トルコが代表的な国で、植民地末期に導入された欧米民主主義（近代官僚制、政党、議会、選挙、行政法）が、独立後の国家（政治指導者と国民）の正統性となったものである。むろん、これらの国でも一時期、非民主的な権威主義体制への転換がおこったし、その政治が本当に民主的かどうか議論の余地があることは否定できない。しかしここでは、その機能ではなく民主主義が正統的政治原理として権力者と国民双方に受容されたかどうかという点に分類基準がおかれており、この点からすると、例えばフィリピンでは、形式的にみるかぎり見事なまでに二大政党制による競合が展開されて民主主義が政治規範となっている（第4章参照）。

問題はなぜこれらの国では正統性原理になったのかということにあるが、その理由は国ごとに違う。インドの場合、民主主義がまず知識人エリート間の「政治ルール」として受容され、次いで民衆の間に拡大して社会全体の政治原理になったといわれる²⁰。通常、知識人エリートと国民大衆の政治意識

との間には溝があるのが一般的であるが、インドでは全国的規模で展開された反イギリス運動を通じて両者の間に接点生まれ、これが知識人エリートの価値理念が社会全体に浸透するうえで大きな役割を果たしたと思われる。他方、トルコでは民主主義の選択は「(外圧や)欧米諸国にこびるためではなく、国民自らそれが最適の政府形態と確信したため」⁷⁾との指摘があるが、これはトルコが地理的に西欧諸国に近いことが、その思想共有に大きな影響を与えたと思われる。そして、フィリピンとマレーシアでは宗主国が導入した民主主義が、政治エリートの間で「妥当なもの」として受容された(第4章、第6章参照)。ただこの場合、民主主義が権力者の私的利益を実現するのに好都合な制度であったという特殊要因や、土着社会が強力な伝統的国家原理や統治システムをもっていなかったことが、民主主義が浸透する手助けになったことを見落としてはならないだろう。

同じ純粋型でも、体制にとり「消極的」意味しかもたないケースが「利用・手段型」である。このタイプに該当するシンガポールの政治指導者は、「それ(イギリス型民主主義)を実践しているのは、イギリスの遺制であること、それを変えるだけの差し迫った必要性が今のところないからだ」⁸⁾と語っているが、この態度は民主主義原理を「信じた」正統性型とは明らかに違う。またバングラデシュは、インドと同様に民主主義が植民地期の早い段階からエリート間で唯一の正統的原理と理解されたが、しかし実際には独立後クーデタや政党間の抗争が頻繁に起こり、民主主義は単なるスローガン、あるいは党派的利益を実現する権力闘争の手段という意味が強い(第8章参照)。また、民主主義がナショナリズムと同様に国家統合を進めるイデオロギー的スローガンとして理解された国(インドネシア)、軍政や王政を望まず、さりとて民主制以外の政治形態がなかったという国もこの範疇に入れてよいであろう。

第2類型の「土着変容型」は、「正統性型」と同様に民主主義が体制の正統性として受容されたものの、実際には他の国家理念のなかに埋没したケースで、「埋没型」とも呼び変えられる。これは伝統的権威を体現した王室、

激しい宗教・民族対立など、固有の歴史文化や特殊な政治事情をもつ国でおこりやすい。例えば、タイは仏教を国家原理にし、その体現者たる国王を国民が恭順する国であるが、1932年立憲革命で王政から立憲君主制（民主主義）に転換した。しかし、新体制のもとで国王の政治権限が完全に否定されたわけではなく、依然としてタイ国家における唯一の正統性の源泉でありつづける。この場合、民主主義は国王の政治力を規定する絶対的規範（ルール）となったのではなく、国王の権威のもとで認められるものでしかない。またインドネシアではパンチャシラ（Pancasila）が国家原理とされ、それは神への信仰、人道主義、インドネシア統一、社会主義、民主主義の五つの原理からなる。ここで民主主義は形式的には他の原理と「同等」とされているが、実質的には他の原理のなかに埋没したものでしかない（第5章参照）。

ようするに、これらの国では伝統的支配者たる国王、パンチャシラといった国家社会の原理的性格を規定する「土着政治文化」要素に混ざって、「外来」民主主義も国家原理の一つとなっているが、しかしそれは諸々の国家原理の一つにすぎず、しかも民主主義が他の原理と衝突した場合、必ずしも民主主義が優先するとはかぎらない、それどころかその逆が実態に近い。それゆえ、民主主義は伝統的国家原理のなかに埋没していることになる²⁹。

第3類型の「非常事態型」は、体制が政治的軍事的危機のもとで、国家の非常事態を乗り切るには民主主義の制限が必要と唱えたケースで、危機のソースは国内と国外の両方がある。国外の場合は、東西冷戦による近隣地域との軍事・政治対立、あるいは地域紛争による軍事対立がそうだし、国内の場合は政治対立、種族対立、地域対立、あるいは宗教対立など、国家社会分裂の危機がそうである。北朝鮮と対峙した1960、70年代の韓国（軍政）、70年代初め種族暴動で一時期国会を停止したマレーシア（国家運営委員会体制）、70年代中頃の非常事態体制下のインド（インディラ・ガンディー政権）、政党政治の混乱に対しルール作りのために軍が介入したトルコ（3回）、などがその典型といえる。ただこの類型は、果たしてそれでも民主主義の範疇に入れてよいのか、それとも「権威主義体制」、「軍政」、「独裁制」とみた方が適切

なのか議論が分かれるところである。とはいえ非常事態型は文字どおり危機回避的な一時的なもので、冷戦体制の崩壊後は民主制に移行したり（韓国、台湾）、国内の政治社会混乱が一段落すると民主体制に移行する（マレーシア、トルコ）など、過渡的形態の性格が強い。

これに対し「独自型」は、主に、体制の延命策、体制が非民主的との批判をかわすのをねらいに、あるいは事例は少ないが権力者の思想的確信にもとづいて、独自性を唱えるケースである。独自型が生まれる要因は様々であるが、この型に共通するのは無制限な政治的自由は体制の弱体化や崩壊を招くと考え、「自由」民主主義は自国に適合しないと否定し、代わりに「独自型」民主主義を唱えるパターンである。1950年代にサリット体制が唱えた「タイ型民主主義」、インドネシア・スカルノ大統領の「指導される民主主義」、90年代の「開発型民主主義」などがその代表といえる。このうち権威主義的な開発体制には、NIESとASEAN諸国の大半が属し、韓国（朴政権）、台湾（国民党一党支配期）、マレーシア（マハティール期）、シンガポール（独立後）、インドネシア（スハルト体制）、フィリピン（マルコス期）があげられるが、このタイプの「独自型」はこの後で少し詳しく検討する。

「社会主義型」は、欧米の自由民主主義とは全く違った意味で民主主義が使われたケースで、中国、朝鮮民主主義人民共和国、ベトナムなど社会主義諸国がこれに該当する。これらの国では、民主主義が支配の正統性に掲げられることはなかったし、選挙においても競争が必要との考えはみられない。支配の正統性は共産主義の実現にあり、その政治システムも一党支配体制（共産党のみ）からなり、政党競合もない。とはいえ民主主義が政治権力者と全く無関係だったのではなく、第1に、民主主義が権力者の政治的目的や政策を達成するための手段として用いられた（第2章、第3章参照）、第2に、社会主義諸国では共産党が政治権力を独占するが、党の運営原則において「民主集中制」が唱えられ、組織内部の議論は「民主的」に行い、ひとたび決定されたならば、下は上の決定を無条件で受け入れるのが「集中制」だとして、この二つの原理が結合した民主集中制を政治運営原理にしたこと⁸⁰、にその

特徴がある。

2. 「独自型」の論理

以上がアジア諸国の「政治権力者の民主主義観」の類型化であるが、タイプの多さは、いかにアジア諸国で民主主義が、政治権力者が違えば様々な理由付けがなされ、違った形態をとるか語っている。とはいえ、該当数からすると純粋型や土着変容型はあまり多くなく、圧倒的に多いのが「権力恣意型」の「独自型」である。また、その内容の点からして諸類型のなかで注目されるのも、この「独自型」と「土着変容型」の二つである。「土着変容型」は、この後みる政治文化論者の主張と合致するものだし、「独自型」は一見すると、アジアでは民主主義が欧米諸国と違うことを語っているかのようだからである。近年、アジアにおける民主主義のあり方をめぐって議論がおこっているが、そこで最も論議を呼んでいるのが独自型で、これを民主主義として評価する論者と否定する論者への極端な両極化がみられる。

この独自型をどう評価するかという点に、実はアジアの民主化をめぐる「民主化を要求する人々」と、現体制を維持しようと考えている「権力者」との対立が集約的に現れているように思われる。むしろ否定論者が主張するように、欧米型民主主義の規範から捉えて、独自型は政治思想としての理論性や精緻さに欠ける、単なる体制のスローガン、イデオロギー、非民主的体制の正統化の方便にすぎないと片づけることも可能である。確かに独自型は、なべて思想の体系性や論理性に欠けているし、そもそも民主主義論と呼べるかどうか論議をよぶものも多い。しかしアジア諸国の民主主義の実態に迫るには、その論理性はひとまずおいてその中味を考慮することが必要である。図4は、主な独自型とその特徴（キーワード）の一覧であるが、図から独自型の論拠は、土着文化要素の強調、固有で特殊な政治構造の尊重、体制の功利的目的などにあることがわかる。

一部の研究者はこれら「独自型」民主主義を総体的に、「アジア型」民主

図4 主要な独自型とキーワード

名 称	キーワード
タイ型民主主義	土着政治文化要素 (国王)
開発型民主主義	官僚 (軍人・役人) の政治関与容認
共同体型民主主義 (シンガポール)	強力な国家, 政治的自由の制限 社会共同体利益の優先
指導される民主主義 (インドネシア・スカルノ)	多数決原理ではなく, 全会一致の原則
パンチャシラ民主主義 (インドネシア・スハルト)	社会調和と均衡
イスラーム民主主義	イスラーム原理を基礎
基礎的民主主義 (パキスタン)	地域エリートだけが大統領・議会の選挙権をもつ

(出所) 筆者作成。

主義と呼んでいる。その一人ネーハーは、アジア型民主主義 (Asian style democracy) とは、欧米型自由民主主義の側面と権威主義の側面が混在する体制のことで、内容的特徴は、儒教思想観、パトロン・クライアント関係を基盤にした共同体観、個人的コネクションへの依存、権威への恭順、優位政党制、強大な介入主義国家にあるとしたうえで⁶¹⁾、アジアの政治社会の性格を考慮するならば、競合選挙、市民の政治参加、市民的自由権を原理とする欧米の自由民主主義は、当分の間、アジアには適合しないという結論を導き出す。「エイジアン・ウェイ」(Asian way) なる呼称で呼ばれる民主主義論も、これとほとんど同じ内容からなる⁶²⁾。

もう一つ代表的なものがチャン・ヘンチーのアジア型民主主義 (Asian democracy) 論で、それによるとアジア諸国の民主主義は多種多様で、決して一つの民主主義があるわけではないとしたうえで、この多様性にもかかわらずそれは、明らかに欧米型民主主義とは違う、それにもかかわらずそれは民主主義であると唱える⁶³⁾。そしてアジア諸国の民主主義は、自由で公正な選挙を通じて政治指導者を選出するという共通性で繋がれ、その特徴は、(1)共同体意識の優位＝個人は共同体や社会の一員として位置づけられて初めて存

在意義をもち、個人的権利よりも社会全体の協調に重点がおかれる、(2)権力受容の文化＝一般的に人々は権力批判よりも権力を尊敬する態度を示す、(3)有力な一党支配の政治体制＝インド、マレーシア、シンガポール、インドネシアなど、(4)整備された中央集権的官僚制と「強い国家」、の4点にあるとみる⁶⁴。チャンは、アジアで民主主義が欧米諸国のそれと違う理由を各国固有の政治構造や伝統的政治文化に求め、それゆえ、民主主義は「アジア型」になると断言する。

3. 「アジアと民主主義」をめぐる問題

民主主義の実体概念は一つしかないはずなのに、以上みたように、(1)アジアでは国により（正確には権力者により）民主主義の実態が多様だし、(2)それをめぐる認識や解釈も様々で、いわば混沌状態にある。(1)と(2)は密接に繋がっているが、(1)の実態にもとづいた整理は、権力者の民主主義観の類型化を提示することですでに行ったので、ここでは(2)の、なぜこのような多様な理解や解釈が政治権力者や研究者の間に生まれるのか考えてみたい。

まず指摘しておくべきことは、アジアにおける民主主義のあり方をめぐる議論は、近年、アジア諸国の経済成長を背景に登場したアジアの「自己主張」と繋がっていることである。アジアの一部の国の指導者は、これまでの欧米諸国がヘゲモニーをもった世界の政治経済システムに反発し、アジア社会には欧米社会とは違った固有の「アジア的価値」があり、それは欧米的価値よりも優れている、との議論を展開する。この「アジア社会対欧米社会」の価値論争には、個人と家族、社会規範のあり方、望ましい政府形態、国家と社会（市民社会）の関係、などのテーマが登場するが、民主主義もその一つなわけである⁶⁵。しかしここでは、この大きなテーマには立ち入らず、問題を民主主義に直接関連した次の3点に限定する。第1は、なぜアジアでは国により、また一国のなかでも権力者が違うと民主主義の理解が違うのか、第2は、なぜ欧米諸国と違った民主主義＝「独自型」が生まれるのか、第3は、

では「独自型」をどう評価したらよいのか、それはどんな意味をもつのか、という問題である。むろん、一国の民主主義の実体が、主に政治権力者と国民の二つのアクターで成り立っていることから、この問題を検討するには両者の考えをみる必要があるが、ここでは本章の分析対象たる権力者のそれに限定せざるをえない。

まず第1の、欧米民主主義と違った形態や理解が生まれる原因は、いろいろな要因に求められるが、その主原因の一つは民主主義の「導入のされ方」にあると思われる。西欧諸国においては、民主主義が絶対王政の統治観に対抗した、一般市民が主権者という政治思想として生まれ、その制度表現が政党、選挙、議会、代議制であることはすでに指摘した。この思想と制度の基礎には、国家から自律した「自由な市民社会」が想定されており、民主主義と自由な社会（自由主義）は不可分な関係にあると考えられている。ここから民主主義とは、自由主義と結合した「自由民主主義」（リベラル・デモクラシー）のことでありという理解が、権力者と国民の間で共有されていると見てよい。図1でいえば、権力者と国民との間に理解の差がなく、両者は一致している。

これに対して、植民地権力がアジア諸国に民主主義を導入したとき、自由主義や市民社会観が切り離されて「制度」だけが持ち込まれたし、受け入れるアジアには「市民社会（観）」がなかった。いってみれば、市民社会が未形成なアジア社会に根が切り離された民主主義の制度だけが「継ぎ木」されたわけである。しかも独立後は、一方では権力がますます強大化し、他方では権力の対抗勢力がますます弱体化して、権力者が民主主義の解釈権を独占していくが、強権的な権力者の民主主義観には、「自由主義」と「市民社会」がすっぱり抜け落ちていた。それゆえ、極端に言えば体制権力者の数だけ「民主主義」が生まれることになったのである。例えば、インドネシアではスカルノは「指導される民主主義」を唱え、スカルノに替わって登場したスハルトは、今度は「パンチャシラ民主主義」を打ち出すといった具合である。

これと関連したもう一つの主な要因は、民主主義の「理解の仕方」にある

と思われる。一般的に民主主義は理念と制度の二つの側面をもち、理念的には「参加・競合・自由」のこと、制度的には「政党・議会・選挙」のことといえるが、すでに指摘したように権力者の理解はすべて制度的側面に限定されることが多い。しかも諸々の制度（選挙・政党・三権分立など）のうち、さらに参加（選挙）に狭く限定される傾向をもっている。先程の類型でいえば、第3類型の「権力恣意型」は、有機的連関からなる民主主義諸制度のうち一部分（特に選挙）だけを取り出し、ゆえにわが国には民主主義があると主張するのが一般的だが⁶⁶、この姿勢をよく語っている。なぜ権力者の理解が制度に限定されることになったのか、その理由はこの後すぐ触れる。

第2の問題は、なぜアジアから「独自型」が生まれるかであるが、第1の問題が、いわば外部要因で説明できたのに対して、これは内部要因に理由が求められ、政治文化要因と権力者の恣意要因の二つが指摘できる。

まず政治文化要因から考えてみよう。政治文化論は、ある政治制度がそれを生んだ政治文化社会と異質な社会に移入されると、移入先社会の固有の価値原理と融合して違った制度に転化する傾向がある、という見方をとる⁶⁷。もしこれに従うならば、自由主義と市民社会を基礎に欧米社会で生まれた民主主義が、それと違った原理からなる（とされる）アジア社会に移入されると必然的に変型することになる。アジア諸国には、一方ではパンチャシラ（インドネシア）、ルクヌガラ（Rukunegara）（マレーシア）、国王（タイ）、イスラーム教、共産主義（社会主義国）など、それぞれの国の原理的性格を規定する国家原理があり、他方では、各国を横断する重要な国家目標として、ナショナリズム、近代化、開発、国民統合があり、この二つが国家の政治を動かしてきた。「独自型」が生まれた政治社会的背景を調べればすぐわかるが、それはこのような国家原理や国家目標のなかに民主主義が流入して、両者の「融合」がおこった結果でもある。例えば、その政治思想内容は明らかではないが、パキスタンでは民主主義は「西欧」原理ではなく、「イスラーム」原理のうえに成り立つべきだとの議論が根強いという⁶⁸。このケースは、図1にあげた政治文化要素が強く作用したものである。

他方、権力者恣意要因は、非民主的な体制や支配を正当化するために民主主義を「利用」する——別のことばで言えば覆い隠す——もので、権威主義的な開発体制はその典型といってよい。「わが国には欧米民主主義が適さない。国情に適合した民主主義（独自型）が必要」というフレーズは権威主義的体制の決まり文句で、1950年代タイのサリット体制に始まり、70年代の非常事態期のインディラ・ガンジー政権、90年代のリーとマハティールの開発体制と、「独自型」を唱えた権威主義的体制の例にはことかかない。これらの権力者が独自型を唱える理由は、開発のため、あるいは権力それ自体のためなど様々だが、そのさい、いずれの権力者も「強大な国家」を要求したことが注目に値する。

この強大な国家観と独自型はどう繋がるのか、それは次の点にある。強大な国家観の対極にあるのが、「強い国民＝国家から自律的な市民社会観」といってよい。近代民主主義モデルたる欧米民主主義が、自由主義と固く結びついていることはすでに指摘したが、強大な国家観に立脚する権威主義的体制は、なべて自律的な市民社会観を否定する。その理由は、統治観、功利的理由など様々な原因に求められるが、ここで問題なのは民主主義理解との関連にある。というのは、一般的に自由民主主義思想は、その構成要素を自由主義と民主主義に分けることができ、民主主義は普通選挙権や公正な選挙のこと、自由主義は国家が社会や個人に対して行使する権力を制限したりチェックすること、と理解される⁶⁹⁾。もし自由民主主義がこのようなものであるならば、権力を集中し強大化を唱える国家（政治権力者）にとり、その制限を説く自由主義は、とうてい容認できるものでないことは容易に推測できる。それゆえ、自由（主義）を否定しながらも、なお民主主義だと主張するには、自由民主主義以外の民主主義を考え出さなければならず、ここから「独自型」が生まれることになる。このことはまた、多くの権力者の民主主義理解が、理念ではなく制度におかれる理由をも説明する。なぜなら自由主義（理念）を否定した以上は、民主主義とは制度的理解以外にはありえないし、制度（政党・議会・選挙）は、権力者の都合に合わせた恣意的操作が可能だからである。

独自型はおおむねこの二つの事情で生まれたとってよいと思われる。

次の問題は、第3の「独自型」はどのような意義をもっているのか、どう評価したらよいのかということである。その評価を考えると、まず第1に、アジア諸国の権威主義的体制が唱える独自型は民主主義ではなく、それは権威主義だと断定して構わないか、という問題をクリアーしておく必要がある。これについては、確かに独自型は権威主義的要素を色濃くもっているが、必ずしも民主主義か権威主義のどちらと断言して終わるものではない性格のものだと思われる。例えば、正統性型に分類される国でも、インドのインディラ・ガンジー政権は一時期であるが民主主義—権威主義—民主主義と行き来したし、フィリピンでも、同国の政治文化を特徴づけるのはパトロン・クライアント関係にあるとってよいが、本来ならば民主主義の定着とともに、「支配的現象」から「マイナー現象」へと転換してよいはずであるが、しかし今でも時として民主主義を形骸化するほどの影響力を政治家や国民に与えつつけるなど、一面では非民主的な側面や要素をもっている。他方、権威主義的な体制たるシンガポール、インドネシアでは、野党などの活動に実質的に一定の制限が加えられているとはいえ、政党が活動し定期的な選挙を通じた民意の反映が行われつつげている。このことは、一般的に民主主義と理解されている体制にも非民主的側面があり、他方、権威主義的（非民主的）な体制にも民主的な側面があることを示している。それゆえ、民主主義だけでも、権威主義だけでも裁断できない、この多面性がアジア諸国の体制の実態といえるであろう。

すると問題は第2に、独自型は「新しい」民主主義論の提起なのか、それとも単なる「逸脱」にすぎないのか、あるいは欧米民主主義に向かう移行過程の一段階なのか、ということへと移る。換言すれば、アジアで民主主義は欧米諸国とは違う証拠なのか、民主主義—権威主義—民主主義というサイクルの権威主義段階のことなのか、それともアジアの政治社会が未成熟なので一気に欧米型を実現することはできず、徐々にそれに到達する一つ前の段階とみたらよいのか、ということである。

この問題について、これまで政治家や研究者による議論のなかで、対照的な二つの解答（解釈）が提示されているので、まずそれを紹介しておく。一つは、近代化論的解釈で、民主主義はあらゆる国で同じ形をとるが、しかしアジア社会ははまだ未成熟な段階にあり、民主主義の経験も乏しい、それゆえ、独自型はいずれ欧米型のそれに到達する「過渡的形態」と理解する見方である。この場合、アジア社会が民主主義の経験を積み市民社会が台頭すれば、やがて欧米社会と同じものに行き着くという考えがその前提にある。もう一つは、全く逆の結論を導く政治文化論的解釈で、アジア社会と欧米社会では社会の構成原理が違う、それゆえ、欧米の制度をアジアに持ち込んでも、いわば半永久的に違った形をとりつづけるという見方で、独自型はその証拠というものである。チャン・ヘンチーは、アジアの民主主義が最終的に欧米のそれになるというのではなく、あくまでもアジア的なものでありつづけると確信し、それゆえ、「アジア型」は次の段階への一過程ではなく、アジアにおける民主主義の固有で普遍的な形態だと主張する⁴⁰。

この近代化論的解釈と政治文化論的解釈の対立は、現在、多くの研究者を巻き込んで議論を呼んでいるが、どちらの立場に立つにせよ、自然科学のように客観的な判断が可能な「事実確認」をめぐる議論ではなく、究極的には論者の「主観的判断」や「信念」をめぐる議論であることから、簡単には決着が付きそうもない。ここでは、どちらの議論が正しいのかではなく、この対立がどういった意味をもっているのか、どう理解したらよいのか、その評価も含めて考えてみることにする。

この対立的状況に対する解答の一つは、次のような理解であろう。それは前者を民主主義を普遍的原理とする考え、後者を「自分の国は違う」という個別特殊性を強調する考えに置き換え、前者を「同化ベクトル」、後者を「異化ベクトル」と呼んで、両者はベクトルの向きが全く違うが、アジア社会はこの二つが共存する土壤をもっているという考え方である⁴¹。これに従えば、二つの対照的な民主主義の解釈があることも、それが共存していることも不思議ではないことになる。

第2は、そもそもこの対立図式が成立するのか、その妥当性への疑問の提出である。上記の議論では、「アジア型」と「欧米型」が提示され、二つの型は両極に分化しすべての面で鋭く対立するとされているが、果たしてこの前提が成立するのか疑う見方がある。エマーソンは、近年の「アジア的価値」(Asian value)をめぐる議論に言及して、一部の論者は、何か一つの実体的なアジア型理念や価値があるかのように提示し、それが欧米型と正面衝突しているとするが、しかし、第1に、宗教、文化、言語、歴史的に多様なアジア全域に共通する一つの実体的な価値があるかどうか疑問である、第2に、例えば社会観に関する、あるアンケート調査によれば、一般的にアメリカ人とタイ人は個人主義に基礎をおく社会観に共鳴し、シンガポール人は共同体主義に基礎をおく社会観に共鳴することが示されており、画一的に「アジア対欧米」という図式を描くのは適切でない指摘する⁴²。

この指摘によれば、「アジア的価値」、その一下部形態たる「アジア型民主主義」も、実体のない想像的な観念の産物ということになる。むろん、人々の政治観や意識が現実の実体的制度だけでなく、理念や規範に立脚して作られることはよくあることで、ある意味では民主主義も理念や規範に属するものである以上、これは避けられない。しかし、その場合には、アジア社会と欧米社会の価値対立があたかも実体であるかのように論じるのは不適切で、それを理念をめぐる思想的議論として位置づけ直す必要があることになる。

第3は、視点を変えてみることである。短期的にみるならば近代化論的解釈と政治文化論的解釈の対立図式が成立すると思われるが、しかし長期的にみた場合もこれが成立するかどうか疑わしい。というのはこの対立図式は、アジアでは民主主義をめぐる政治権力者と国民の理解のベクトルが違うこと、権力者の民主主義観が支配的なことから生まれたもので、もし長期的には、アジアにおいても権力者と国民の民主主義観が一致するに至ったならば、一つの民主主義観に収斂することになる。これを第1節で提示した図1に即して言い換えれば、近代化論的解釈＝国民、政治文化論的解釈＝権力者となり、この対立は、アジアにおいて民主主義の理解が、権力者と国民それぞれ

が違ったものであるかぎり続くことになる。しかし、欧米諸国のように権力者と国民のそれが一致したときには、この対立構図は消滅する。他方、現実の政治システムに即していえば、もはや軍政が共通問題ではなくなった現在、アジア諸国の権力が開発を強調して国家の強大さを要求する権威主義的体制であるかぎり、権力者は自分の都合に合わせた独自の民主主義を主張しつづけることになる。したがって問題は、アジアの民主主義の実態を近代化論的に解釈したらよいのか、政治文化論的に解釈したらよいのかではなく、権力者と国民の民主主義観がどのような状況のもとで一致するのか考えることにあるように思われる。

一致のシナリオは、(1)権力者のそれに国民が従う、(2)国民のそれが権力者のものとなる、の2通り考えられ、(1)が本章で検討した権力者の民主主義観の「国民化」であり、(2)が現在多くの国でおこっている「民主化」である。このうちどのシナリオの可能性が高いか予測することは本章の範囲を超えているが、アジア国家の外からのインプット（欧米諸国の民主化圧力）が一致を促す重要要因となる一方、より重要なのは国家社会内部のアクター（とりわけ国民）の動きにあるのではないだろうか。

おわりに——アジアと民主主義の行方

本章では、独立から半世紀近くに及ぶアジア諸国の民主主義の流れを跡づけ、政治権力者が民主主義をどう理解して体制のなかに位置づけたかを類型化し、一部の権力者や研究者が唱える独自型民主主義の論理は何で、それをどう評価したらよいのか考えてきた。通常「アメリカ型民主主義」(American democracy)⁴³⁾ という用語に人々は違和感をもたないが、しかし「開発型民主主義」とか、「パンチャシラ民主主義」という用法には、何か異質なものを感じるに違いない。一部の欧米研究者の間で、民主主義（この場合、リベラル・デモクラシーのこと）は、欧米社会でしか可能でない、そして民主

主義は資本主義のなかでしか機能しない、という議論が唱えられている。それによると民主主義は欧米社会に固有な政治原理で、政治文化が違い、かつ市場経済原理を採用していない国や地域では成立しない、ようするに、アジアでは原理的に民主主義が機能しえない、ということになる。

しかし、我々が本章で検討してきた結果は、これと違った展開を語るものであった。1960年に当時のビルマ首相は、「民主主義の……政治形態は西欧に生まれ西欧において発達したが、民主主義は人種、信条、皮膚の色の差別なしに全人類の遺産である」⁴⁴、とその「普遍性」を熱く語っている。これは、本章ですでにみてきたように、民主主義の理想的理解と制度的理解のうち、理想的理解に立った言葉であるが、おそらく現代アジアでこの言葉を否定できる政治家は誰もいまい。とはいえ問題は、これまでアジアの民主主義の展開過程において、第1に、この理想的理解が権力者の民主主義観になった国は皆無に近いこと、第2に、民主主義が権力者の間で制度的に理解された国でも、制度の完全な実現すら実際は権力者の恣意的な都合次第であった、ということにある。

近年ハンチントンは、世界政治は「民主主義か否か」(democracy or not)の二者択一にあると主張するが⁴⁵、この問題設定の背後には「民主主義それ自体が至高の価値」⁴⁶とか、「西欧型リベラル・デモクラシーは、人類が考ええる最高の政府形態」⁴⁷、といった確信があるのは確かであろう。本章でみてきたようにアジアでは、一方で、様々な伝統的国家原理や目標、固有の政治文化要素、さらには権威主義的体制が支配的であり、他方では、近年ますます民主主義がすべての国家の唯一の正統性原理となりつつある。このような複雑な政治社会構図のなかで、アジア諸国の民主主義が今後どうなっていくのか、極めて興味深いのが、それを決める決定的要素は国家社会内部の政治権力者と国民の二つのアクターであるといつてよいであろう。この二つのアクターの政治行動の動態を分析・検討することは「民主化論」の任務であり、本章はそのための基礎的作業として権力者の民主主義観を問うてみたわけである。

[注] _____

- (1) John Dunn, *Western Political Theory in the Face of the Future*, Cambridge: Cambridge University Press, 1993, p. 1.
- (2) アメリカで1990年に、その名も *Journal of Democracy* (Johns Hopkins University) のタイトルを冠した学術雑誌が刊行されたことは、民主主義への関心の高まりを象徴する。
- (3) Samuel P. Huntington, *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, Norman: University of Oklahoma Press, 1991.
- (4) Larry Diamond, Juan J. Linz and Seymour Martin Lipset eds., *Democracy in Developing Countries, Vol. 3: Asia*, Boulder: Lynne Rienner Publishers, 1989, p. x.
- (5) 例えば、Sato Seizaburo, Robert Scalapino and Josef Wannandi eds., *Asian Political Institutionalization*, Berkeley: Institute of East Asian Studies, 1986, がそうである。
- (6) 民主主義のタイトルがついた一般政治書は、ほとんどこの範疇に入る。
- (7) Larry Diamond and others eds., *Democracy in Developing Countries*, 4 vols./Guillermo O'Donnell, Philippe C. Schmitter and Laurence Whitehead eds., *Transition from Authoritarian Rule: Prospects for Democracy*, 4 vols., Baltimore: Johns Hopkins University, 1986 / Juan J. Linz and Alfred Stepan eds., *The Breakdown of Democratic Regimes*, 3 vols., Baltimore: Johns Hopkins University, 1978, はその代表的なものといえる。とりわけ最初の本は、一国の「デモクラシー全史」ともいうべき視点から分析が行われ、各国の構成は、(1)政治史概略、(2)各政権の特徴、(3)民主的政権の興隆、(4)民主政治をめぐる評価、(5)将来展望、からなる。
- (8) このアプローチの一般的代表作として、Lucian W. Pye, *Asian Power and Politics: The Cultural Dimensions of Authority*, Cambridge: Harvard University Press, 1985, が、個別分析では、例えば儒教を扱った、B. Tamney Joseph, "Confucianism and Democracy," *Asian Profile*, Vol. 19, No. 5, Oct. 1991, pp. 399-411, があげられる。
- (9) 政治権力者の民主主義観に焦点をあてる本章の視点とは少し違うが、レフトウィッチは、一般的にある国の民主主義の実体は、国家の性格と能力によって決まるという。ここで彼は国家を政府とほぼ同じ意味で使っており、本章が政治権力者と呼ぶものとほとんど同じである (Adrian Leftwich ed., *Democracy and Development*, Cambridge: Polity Press, 1996, p. 17)。
- (10) むろんこのアプローチを強調したからといって、図1の他の三つの要素に立脚したアプローチ分析を否定しているわけではない。これまでの既存研究は、ほとんどが他の三つの要素に集中しているので、アジア諸国の民主主義を複眼的に理解するには、一度政治権力者の民主主義観アプローチを行う必要がある、ということをお願いするのである。

- (11) *The Blackwell Encyclopaedia of Political Science*, Oxford: Basil Blackwell, 1991, p. 166.
- (12) David Held, *Models of Democracy*, Cambridge: Polity Press, 1993.
- (13) Larry Diamond ed., *Political Culture & Democracy in Developing Countries*, Boulder: Lynne Rienner Publishers, 1993, p. 4.
- (14) Robert A. Dahl, *Poliarchy: Participation and Opposition*, New Haven: Yale University Press, 1971. ダイアモンドの編著 (*Democracy in Developing Countries*) は、ダールの定義を採用している。
- (15) 福田歓一『近代の政治思想——その現実的・理論的諸前提』岩波書店, 1970年。
- (16) Samuel P. Huntington, "American Democracy in Relation to Asia," in Huntington and others, *Democracy & Capitalism: Asian and American Perspectives*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 1993. p. 34.
- (17) リー・クアンユーは、「第二次大戦後, 1940年代から60年代にかけて, イギリスとフランスが帝国を解体したが, その時イギリスとフランスの政府は, 新たに独立した旧植民地に自分たちと同じ様な民主主義を与えた。イギリス型の憲法は40以上, フランス型の憲法が25以上できた」と述べている (リー・クアンユー〈田中恭子訳〉『中国・香港を語る』穂高書店, 1993年, 182ページ)。
- (18) 官僚制については, 岩崎育夫・萩原宜之編『ASEAN 諸国の官僚制』アジア経済研究所, 1996年, 政党制については, 村嶋英治・萩原宜之・岩崎育夫編『ASEAN 諸国の政党政治』アジア経済研究所, 1993年, を参照されたい。
- (19) タイの軍人政治家の次の言葉は, 軍の民主主義に対する理解の典型と思われる。「わが国の国民が自由や権利を要求すると, 必ず混乱や無秩序の事態を招く。民主主義制度にしたがって国会議員がいるが, しかしそれが何の役に立っているのか, 政治安定創出の手助けになっているというのか」(Chai-Anan Samudavanija, "Thailand: A Stable Semi-democracy," in Diamond, Linz and Lipset eds., *Democracy... Asia*, p. 28)。
- (20) Diamond, Linz and Lipset eds., *Democracy... Asia*, p. 5.
- (21) 岩崎育夫「ASEAN 諸国の開発体制論」(岩崎育夫編『開発と政治——ASEAN 諸国の開発体制』アジア経済研究所, 1994年)。
- (22) 開発(経済成長)と民主主義は相互補完関係にあるのか, それとも二者択一なのかという問題は, 近年, 多くの研究者の関心を集め様々に議論されているが, 最近の成果の一つに, Leftwich ed., *Democracy and Development...* がある。同書はこの問題を, 理論的にも対象地域の面でも幅広いパースペクティブから分析・検討している。
- (23) Diamond, Linz and Lipset eds., *Democracy... Asia*, pp. xvii-xviii.
- (24) *Ibid.*, pp. xvii-xviii.

- (25) 一部の研究者は、この「半民主主義」類型を使って自国の政治システムの説明を試みている。例えば、タイは民主主義体制でも、さりとて権威主義体制でもない、ちょうどその中間体制だとして半民主主義と名づけられる (Chai-Anan Samudavanija, "Thailand..."). またネーハーは、東南アジア10カ国を対象に、(1)市民の政治参加度、(2)選挙における競合度、(3)市民的自由度、の三つの指標を使って各国の民主主義度を算出し、「民主主義」、「半民主主義」、「半権威主義」、「権威主義」の4タイプに分類する。それによると、民主主義に該当する国はなく、タイ、フィリピン、マレーシアが「半民主主義」、インドネシア、シンガポール、カンボジアが「半権威主義」、ミャンマー、ブルネイ、ベトナム、ラオスが「権威主義」とされる (Clark Neher and Ross Marley, *Democracy and Development in Southeast Asia: The Winds of Change*, Boulder: Westview Press, 1995, pp. 193-195)。
- (26) Jyotirindara Das Gupta, "India: Democratic Becoming and Combined Development," in Diamond, Linz and Lipset eds., *Democracy... Asia*.
- (27) Ibid., p. 222.
- (28) Fareed Zakaria, "A Conversation with Lee Kuan Yew," *Foreign Affairs*, Mar./Apr. 1994, p. 119.
- (29) 第三世界固有の政治構造や政治文化が民主主義のあり方にどのような影響を与えるか、理論的側面と実態的側面の両面から考察・分析した大著が、Diamond ed., *Political Culture and Democracy...*である。
- (30) *The Blackwell Encyclopaedia of Political Science*, p. 169.
- (31) Clark Neher, "Asian Style Democracy," *Asian Survey*, Vol. 34, No.11, Nov. 1994, p. 958. なお、Neher and Marley, *Democracy and Development in Southeast Asia...*では、これがよりまとまった形で提示されている。また権威主義的要素と民主主義的要素との混合形態論は、パイも唱える。Pye, *Asian Power and Politics...*, p. vii.
- (32) 黒柳米司「『人権外交』対『エイジアン・ウェイ』——軟着陸を求めて」(『国際問題』第422号、1995年5月) 31~45ページ。また、これらの体制の権力者が唱える民主主義論は、その発想様式において、アンダーソンがいうところの「体制ナショナリズム」(official nationalism)と、通底するものがあるように思われる (Benedict Anderson, *Imagined Communities: Reflections on the Origins and Spread of Nationalism*, rev. edition, London: Verso, 1991, Chapter 6)。
- (33) Chan Heng Chee, "Democracy: Evolution and Implementation: An Asian Perspective," in Huntington and others, *Democracy & Capitalism...*, pp. 21-24.
- (34) Ibid.
- (35) アジア社会と欧米社会の価値観を対比して考察した最近のものに、岡本仁宏「自

- 由主義と『アジアのアイデンティティ』——近代化と西欧化への“アジア”の対応について」(杉谷滋編『アジアの近代化と国家形成——経済発展とアジアのアイデンティティ』御茶の水書房, 1996年, 35~69ページ), がある。他方, この視点からアジア型民主主義の意義を批判的に論じたものに, Stephanie Lawson, “Cultural Relativism and Democracy: Political Myths about ‘Asia’ and the ‘West’,” in Richard Robison ed., *Pathways to Asia: the Politics of Engagement*, St Leonards: Allen & Unwin, 1996, pp. 108-128, がある。
- (36) Dennis Austin ed., *Liberal Democracy in Non-Western States*, St. Paul (Minnesota): Paragon House, 1995, p. 206.
- (37) Chan, “Democracy: Evolution…,” p. 7.
- (38) Diamond, Linz and Lipset, eds., *Democracy… Asia*, p. 111.
- (39) Chan, “Democracy: Evolution…,” p. 7.
- (40) Ibid. これは, 同じアジア型民主主義を唱えるネーハーが, 今後20年ほどは続くであろうが, 長期的には欧米型に近づく, とみているのと対照的である (Neher and Marlay, *Democracy and Development in Southeast Asia…*, p. 27)。
- (41) 土屋健治「ナショナリズムと国民国家の時代」(同編『講座現代アジア1——ナショナリズムと国民国家』東京大学出版会, 1994年) 5~7ページ。
- (42) Donald K. Emmerson, “Singapore and the ‘Asian Value’ Debate,” *Journal of Democracy*, Vol. 6, No. 4, Oct. 1995, pp. 95-105.
- (43) その古典的な文献に, Alexis de Tocqueville, *Democracy in America*, New York: Vintage Books, 1990, がある。またその概要については本書第4章を参照。
- (44) デビット・ワーフェル「東南アジアにおける民主主義」(『国際政治——東南アジアの研究』1961年) 23ページ。
- (45) Samuel P. Huntington, “Democracy’s Third Wave,” in Larry Diamond and Marc F. Plattner eds., *The Global Resurgence of Democracy*, Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1993, p. 18.
- (46) Diamond, Linz and Lipset eds., *Democracy… Asia*, p. xxv.
- (47) Francis Fukuyama, “The End of History ?” *National Interest*, Summer 1989, p. 4.